



「原発モンスター裁判」

原告団 弁護士の見解 Vol. 1

↑ 島 弁護士

アーライツ法律事務所さんのウェブサイトにある写真を眺みながら、NNAA のひで が描画しました。もうチョットかっこよく描くべきだったろうか？

みなさま、

私ども No Nukes Asia Actions-Japan (NNAA) では、2013 年 11 月を目標に、福島第一の原子炉メーカー3 社を相手取った訴訟を、東京地裁で起こす計画です。それが、「原発モンスター裁判」です。

その概要は別のパンフレットまたは NNAA のウェブサイト(下記)をご覧ください。ととして、法律理論的には、どのような論点があるのでしょうか？それを、私ども原告団の弁護士である島 昭宏 弁護士に、何度かにわたって解説していただきます。まず、第 1 回として、根本的な問題について。

なお、法律理論ですので、島 弁護士による文章を無編集で以下に掲載しております。



2011 年 3 月 11 日に発生した福島第 1 原発の水素爆発を伴う巨大大事故は、かつて我々が経験したことがない規模で放射線被害を拡大させ、世界中の人々を震撼させた。そして現在、東京電力に対し数多くの損害賠償請求訴訟が提起されている。

しかし、自動車の排気ガスによる喘息被害に対して、運転手や所有者以上にメーカーが賠償責任を問われるように、原発事故被害については、電力会社だけではなく、原子炉メーカーも当然に責任を迫及されるべきである。ところが、メーカーはこれまでほとんど非難の対象とさえされていない。その原因は、原子力損害賠償法が電力会社のみ責任を集中させる制度を採用しているためだ。

しかも、原子炉メーカーは、これをいいことに、今では海外への輸出によってさらなる利益拡大を図っている。責任集中制度はまさに原子力産業保護を優先する不合理な構造を作り出しているのである。ここには、いかなる正義も存在しない。

我々はこのような極めて不合理な原子力産業保護構造の修正を迫るために、本訴訟を提起することとした。



No Nukes Asia Actions-Japan (NNAA) では、今後も 島 弁護士による見解を紹介してまいります。

島 昭宏 (しま あきひろ) 弁護士は、東京都中央区に「アーライツ法律事務所」を営んでいらっしゃいます。同時に、日本のパンク ロック シーンでは伝説的なバンド、The Jumps のリード ボーカリストでもいらっしゃいます。確かに、上の文章もどこか「社会派パンクロック」のノリがありませんか？ 次回をお楽しみに！ (島弁護士による本文以外は、NNAA のひで が書きました)



このフライヤーの発行者： No Nukes Asia Actions-Japan 事務局

〒 166-0003 杉並区高円寺南 1-18-14 高南レジデンス 102

[FAX] +81-3-6765-3977

[e メール] ermite@jcom.home.ne.jp

[日本語ウェブサイト] <http://ermite.just-size.net/nnaa/>

[英語ウェブサイト] <http://ermite.just-size.net/nucleare/>

[Facebook グループ] <http://www.facebook.com/groups/nonukesasia/>